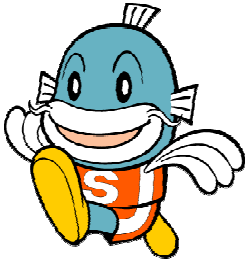


5 暮らしのかわら版

タイトル	発行年月	頁
暮らしのかわら版 第43号	平成28年4月	73
暮らしのかわら版 第44号	平成28年7月	77
暮らしのかわら版 第45号	平成28年10月	81
暮らしのかわら版 第46号	平成29年1月	85

平成 28 年 4 月 発行



第43号の内容

- ▼アフィリエイト? SNS?? マルチ取引???
- ▼本年 5/21 開始! 電気通信サービス「初期契約解除制度」の注意点
- ▼消費者月間における催物
- ▼県内消費生活相談窓口一覧

アフィリエイト? SNS?? マルチ取引???

友人を紹介すると儲かるという、マルチ取引の相談が増えています。SNSとかアフィリエイトという単語を用いた勧誘が目立っていますが、さて、どういう意味でしょう。

事例1 SNSを通じて知り合った人から「次世代のビジネスに興味はないか」とセミナーに誘われた。面識はないが、ぜいたくな生活ぶりをSNSで披露していたので興味を持った。セミナーでは、「海外のオンラインカジノサイトのアフィリエイト広告にアクセスした客がオンラインカジノでかけたお金の数パーセントがもらえ、更に下部会員を増やしたらマージンがもらえる」と説明を受けた。「アフィリエイト会員になるには 20 万円程だが、儲かるのですぐ元は取れる」と言われ、カード決済した。契約書は貰っていない。よく考えると不安なので解約したい。(20 歳代 女性 学生)

事例2 幼馴染みから一緒にアフィリエイトの仕事をしなかと説明会に誘われた。説明会ではアドバイザーという人から「外国の富裕層向けに不動産投資を勧誘するビジネス」の話聞いた。「会員になるためには 60 万円程必要だが、ビジネスに参加する人を勧誘すると一人 2 万円のボーナスがもらえる」と勧められ、考えさせてほしいと何度も頼んだが、友人からも熱心に勧められ、断り切れずにスマホから申し込みをした。翌日、友人に断りたいと伝えたら、上位者から説得され断念させられた。解約したい。(20 歳代 男性 給与所得者)

事例3 大学生の友人から、SNSで「先輩と会わないか」と誘われカフェで出会った。先輩は「人生を変えよう」とビジネスの話をほのめかした。月 100 万円ほど稼いでいると聞き、興味を持った。先輩の上司という人から、アフィリエイトビジネスの講習を受けることを勧められ、受講料 75 万円は、「みんな消費者金融で借りている。ビジネスの収入で

すぐ返済できる」と言われたので、借金して申し込むことになった。契約書や領収書はない。心配なので辞めたい。(20歳代 男性 学生)

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。Facebook、Twitter、Instagram、LINEなどのことです。

アフィリエイトとは、インターネットを利用した広告の一種です。提携先の商品広告を自分のウェブサイトに掲載し、客がその広告を見て契約した場合は広告報酬がもらえるという仕組みです。

インターネットを利用したビジネスと称して簡単に儲かるような説明がされていますが、簡単にお金を稼ぐことはできません。

アフィリエイトは少ない初期費用で事業を開始できることがメリットの一つとされています。しかし、仲介業者に依頼して自分のウェブサイトを開設することが多く、その際に高額な契約を結びトラブルが発生しています。将来得られるかもしれない収入をあてにして、借金までして会員となるなど無理な契約をすることは決してしないでください。

マルチ取引は、身近な人や友人から誘われ、話を聞いているうちに断りにくい状況に陥るといった特徴があります。あいまいな態度を取り続けると、被害にあい、結果的には人間関係を損なってしまうことにもなります。

では、SNSで知り合った面識のない人を友達として信用していいのでしょうか。中には、問題ある契約へ誘導する業者もいます。

いずれにしても、契約の意思がない場合にはきっぱり断ってください。また、身近な人が困っている様子があれば、積極的に声をかけてください。

なお、マルチ取引では、クーリングオフや中途解約、取消しを行うことができます。トラブルになった場合は、1人で悩まず消費生活センターへ御相談ください。情報提供もお待ちしております。

本年5/21開始！電気通信サービス「初期契約解除制度」の注意点

電気通信事業法等の一部を改正する法律が本年5月21日に施行される予定です。これにより、「初期契約解除制度」が電気通信サービスに導入されます。

「初期契約解除制度」とは、利用者が、契約締結書面受領後等から8日間は相手方（電気通信事業者）の合意なく、契約を解除できる制度です。また、この制度に反する特約は無効となります。

しかし、「初期契約解除制度」には、次のような制約がありますので、注意が必要です。

- ① 特定商取引法のクーリング・オフ制度と異なり、利用者は一定の事務手数料（総務大臣が告示する額）を負担しなければなりません。
- ② 通信端末の購入契約やセキュリティサービス等のオプションサービスは、契約解除の対象外です。

- ③ 契約締結書面は、利用者の承諾があれば電子交付（電子メール、ウェブサイト、CD、URL等による交付）をすることが可能です。電子交付の場合、クリック等の有無を問わず、電子メール等の到達日から解除申出期間（8日間）が起算されます。
- ④ 移动通信サービスを店頭販売で契約した場合は、事業者が「確認措置」の認定を受けていれば適用除外となります。

※「確認措置」とは、電波のつながり具合や事業者による説明等が不十分であれば、「初期契約解除制度」に代えて、契約を解除できる制度です。「確認措置」の場合は、通信端末の購入契約やオプションサービスも含めて、手数料負担なしで解約できます。しかし、電波がつながりにくいことや、事業者による説明等が不十分であったことを、利用者と事業者がどう確認し合うのが課題になると思われます。

滋賀県消費生活センターは昭和46年に開所され、今年で45周年を迎えました！

◆◇ 困ったときは… まずは消費生活相談窓口へ御相談ください ◇◆

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く



相談してね！

★★5月は消費者月間です★★

※「消費者基本法」のもととなる「消費者保護基本法」が1968年5月に施行され、その施行20周年を機に1988年から、毎年5月が「消費者月間」とされました。消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発等の事業が集中的に行われます。

●消費者月間記念シンポジウム●

日時・場所	テーマ	講師
5月28日(土) 14:00~16:30 ピアザ淡海3階 大会議室	○基調講演「消費者市民社会をめざして～消費者教育の推進とフェアトレード～」(仮題) ○パネルディスカッション「エシカルコンシューマー(倫理的な消費者)をめざして」	島田 広 氏 (弁護士、泉法律事務所)

問合せ・申込先：特定非営利活動法人 消費者ネット・しが TEL077-518-0072/FAX077-518-0078

●消費者月間パネル展示●

日時	場所
5月 2日(月)～5月17日(火)	滋賀県庁 3階本館新館連絡通路
5月18日(水)～5月29日(日)	滋賀県立図書館 1階談話室
5月 9日(月)～5月20日(金)	滋賀県湖東合同庁舎 1階ロビー
	彦根市役所 1階ロビー

★平成28年度消費生活センター講座については日程・テーマ等決まり次第お知らせします★

滋賀県内消費生活相談窓口一覧



消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
滋賀県県民生活部県民活動生活課	大津市京町四丁目1-1	077-528-3415
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1148
長浜市環境保全課	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市生活交通課	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0685
湖南市住民生活相談室	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市市民生活相談課	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8125
米原市地域振興課	米原市下多良三丁目3	0749-52-8088
日野町住民課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町総務課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7680
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通) ☎188(いやや!泣き寝入り!!)

滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

「くらしのかわら版」第43号(平成28年4月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)

次号は、平成28年7月上旬に発行予定です。

くらしのかわら版

第44号

平成 28 年 7 月発行

第44号の内容



- ▼平成 27 年度の消費生活相談の状況
高齢者の相談件数は全体の約 3 割！
アダルト情報サイト等の不当請求に関する相談は全体の 14%！
インターネット通信サービスに関する相談が急増！
- ▼親子で学ぼう！消費生活教室参加者募集！
- ▼9月19日（月・祝）消費生活フェスタを開催します！

平成 27 年度の消費生活相談の状況

高齢者相談件数は全体の約3割！サイト料金等の不当請求も高い割合



平成 27 年度中に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談は、13,337 件で、前年度（13,949 件）に比べ 612 件、4.4% 減少しました。特徴は次のとおりです。＜詳細は当センターHP：<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/gaiyo/files/20160713.pdf>＞

- 1 高齢者（65 歳以上）の相談件数は全体の約 3 割を占め、高止まりで推移
- 2 アダルト情報サイト料金等の不当請求に関する相談は全体の約 14%
- 3 インターネット通信サービスに関する相談が急増

1 高齢者の相談件数は全体の約3割！4年連続3,000件超え！

高齢者（65 歳以上）の相談件数は 3,819 件で、前年度と比べて 373 件減少しました。しかし、平成 24 年度以降 4 年連続で 3,000 件を超えており、高止まりで推移しています。全相談件数に占める割合は 28.6% と約 3 割近くを占めています。

・ **高齢者は、**日中に在宅していることが多いため電話や訪問がしやすく、年金で定期的な収入が見込まれることなどから、**悪質業者から狙われやすくなっています。**



少しでも業者の言動に不審な点を感じたらきっぱりと勧誘を断りましょう。

・ **高齢者に対しては、家族、地域などの見守りが非常に重要です。**

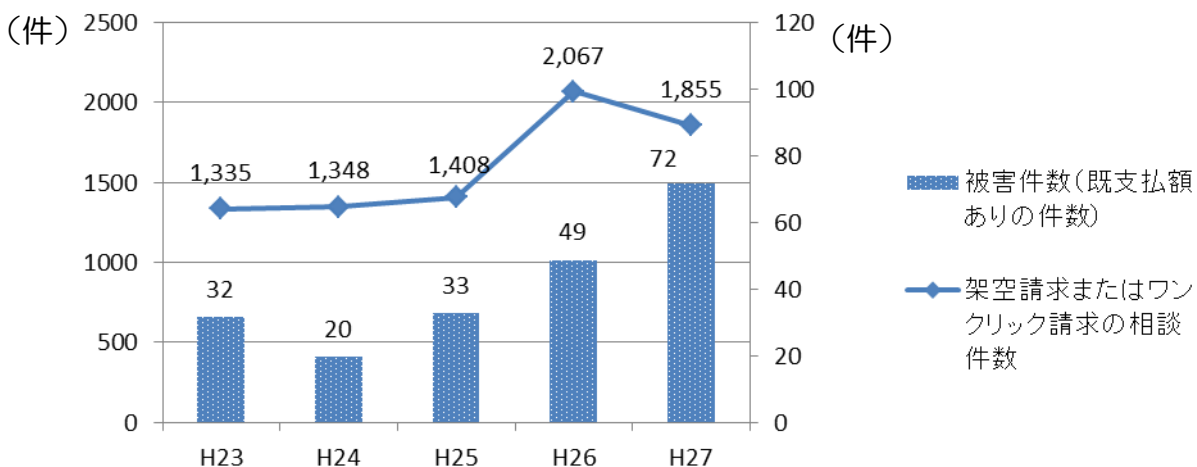
- ①声をかける（困っていることはないか聞いてみる）
- ②話を聞く（一緒に解決方法を考える）
- ③つなぐ（被害にあっていたら消費生活センターへの相談をすすめる）
ことを心がけましょう。

2 アダルト情報サイト等の不当請求 全体の約14%！

アダルト情報サイト等のインターネットサービスにかかる料金を不当に請求されるといった相談件数が1,855件ありました。相談件数全体に占める割合は13.9%と、非常に高い割合となっています。そのうち、金銭的被害にあった件数は72件あり、前年度の49件から約1.5倍増加しています。

また、これら不当請求における1件あたりの被害金額も増加しています。「10万円以上50万円未満」の相談が31件と最も多く、前年度は「被害金額5万円以上10万円未満」の相談が22件と最も多かったことから、被害金額が上昇しています。

【不当請求(架空請求・ワンクリック請求)の相談件数と被害件数の推移】



《事例①・・・電子マネーで支払ったアダルトサイト料金》

「アダルトサイトの未納料金がある」とSMS（ショートメッセージサービス）がきたため、記載のあった業者に電話をしてしまった。名前と電話番号を聞かれ、「有料動画を見た分の料金」として、32万円を請求された。プリペイド型電子マネーをコンビニエンスストアで購入し、そのカード番号を電話で伝えるよう指示されたため、そのとおりにした。その後も、弁護士を名乗る人物から電話があり、「まだ129万円分の支払いが残っている。2か月以内に支払わないと身辺調査する」と言われた。どうすればよいか。(30歳代 男性からの相談)

- ・覚えのない請求の電話・メールには、**絶対に連絡や返信しない**ようにしましょう。業者へ連絡を取ると個人情報を伝えることになり、さらに請求を受けるおそれがあります。
- ・相手から**言われるままにプリペイドカード等を購入したり、カード番号を伝えたりしない**ようにしましょう。相手にカード番号を伝えることはお金を渡したのと同じこととなり、その価値を取り戻すのは困難になります。

3 インターネット通信サービスに関する相談が急増！

「インターネット通信サービス」に関する相談件数が年々増加しています。パソコンの光回線やプロバイダなどに関連する「固定通信サービス」での相談件数は615件で、前年度554件から61件増加し、平成25年度からの2年間で、2倍以上になりました。

また、携帯電話やスマートフォン等に関連する「移動通信サービス」は231件で、前

年度 161 件から 70 件増加しました。

平成 27 年 2 月より、多くの新規参入事業者が N T T 東日本および N T T 西日本から光回線サービスの卸売を受け、この光回線サービスとプロバイダや携帯電話等を組み合わせた独自のサービスを開始しました。消費者が十分な理解のないままに契約し、「現在契約しているサービスの解約料金が発生した」といった相談が多く寄せられました。

《事例②・・・電話勧誘で契約した光回線》

電話で大手電話会社の関連会社を名乗り、光回線契約を切り替えると今より料金が安くなると勧誘され、光回線を契約した。切り替え直後は料金が安かったが、毎月料金が値上がりし、4 か月後には以前より 3,000 円近く高くなっていた。回線事業者にも電話で話が違うからやめたいと伝え、事実確認して後日回答すると言われたが放置されている。勧誘時の説明と違うので解約したい。(60 歳代 男性からの相談)

- ・光回線サービスの卸売による新規参入事業者のサービス開始や初期契約解除制度(※)の導入など、インターネット通信サービスを取りまく状況は日々変化しており、契約内容が多様化・複雑化しています。
- ・事業者から「今より安くなる」と言われても、安易に契約しないようにしましょう。契約する場合は、料金以外の内容(解約条件、オプションサービスの有無など)もしっかり確認しましょう。

※光回線やプロバイダ等の電気通信サービスの契約は、電話勧誘や訪問勧誘でのトラブルが多発しても特定商取引法の適用除外であるためクーリングオフが出来ませんでした。初期契約解除制度では(平成 28 年 5 月開始)、契約書面の受領日(一部例外的な場合あり)を初日とした 8 日が経過するまでの間は、契約先である電気通信事業者の合意なく、消費者の申し出により電気通信サービスの契約解除ができます。

親子で学ぼう！ 消費生活教室 参加者募集！

お金のことや食べ物のことなど、消費生活についてクイズや体験で学ぶ教室を開催します。

★事前申し込みは不要です★ ぜひ、ご参加ください！

◇日時：平成 28 年 8 月 9 日(火) 13 時～16 時

◇場所：今津老人福祉センター(高島市今津町弘川 204-1)

◇対象者：小学生とその保護者(学童児童は引率者がいれば参加可)

◇内容：①飲物の糖度をはかろう！②オリジナル貯金箱を作ろう！③防犯ぬりえを完成させよう！その他、お金に関するクイズや、防犯グッズ展等



県セゾ-開所
45 周年！



◆◆「困ったな」「変だな」と思ったら 1 人で悩まず
すぐに消費生活相談窓口にご相談ください◆◆

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前 9 時 15 分から午後 4 時まで 祝日、年末年始は除く
消費者ホットライン ☎188 (いやや！)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります

滋賀県
Shiga Prefecture

消費生活フェスタ!

滋賀県消費生活センター開所
46周年!

見 て 学 んで 楽 しんで
「かしこい消費者」
になろう!

■「滋賀警察音楽隊」の大演奏!

■ご当地キャラ
大集合!

■「滋賀レイクスターズ
チアスクール」の
ダンス&ダンス

消費生活啓発
パネル展を
同時実施!

9. 19 (祝)

13:30~15:30 参加無料

会場: ビバシティ彦根
センタープラザ

※ 消費生活啓発パネル展示は16日(金)~21日(水)

問合せ先: 滋賀県消費生活センター
滋賀県彦根市元町4-1 TEL: 0749-27-2234

主催: 滋賀県 参加団体: 滋賀県警察本部、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、東近江市、米原市、愛宕町、豊郷町、甲良町、多賀町、滋賀県地球温暖化防止活動推進センター、特定非営利活動法人 消費者ネット・しが、公益財団法人 消費者関連専門家会議 (ACAP)

9月19日
(祝)に消費生活
フェスタを
開催します!

消費生活に
ついて楽しみ
ながら学べる
パネル展や、滋
賀警察音楽隊
の演奏、滋賀レ
イクスターズ
チアスクールの
ダンスなど
楽しいステー
ジイベントが
盛りだくさん!

人気のご当
地キャラも登
場します!

ぜひお気軽
にお越しくだ
さい!

主催・問い合わせ: 滋賀県消費生活センター ☎0749-27-2234

※内容は一部変更する可能性がありますのでご了承ください

「くらしのかわら版」第44号 (平成28年7月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成28年10月下旬に発行予定です。

くらしのかわら版

第45号

平成28年10月発行



第45号の内容

- ▼12月から衣類の洗濯表示が変わります
- ▼消費者庁発表！健康食品の‘虚偽誇大’表示例
- ▼はしごや脚立の転倒・転落事故に注意！
- ▼今後開催予定の講座等の御案内

平成28年12月から衣類の洗濯表示が変わります

今年12月1日から衣類等の繊維製品の洗濯表示が国際規格になったものになります。新しい表示では記号の種類が22種類から41種類に増え、繊維製品の取扱いについてよりきめ細かい情報が提供されるようになります。

また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した繊維製品の取扱いなどが円滑に行えるようになると考えられます。

新しい洗濯表示は、5つの「基本記号」と「付記記号」や数字などを組み合わせて表示されます。

基本記号					表示例	
家庭洗濯	漂白	乾燥	アイロン	クリーニング		液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
						底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
付加記号						タンブル乾燥禁止
<強さ>		<温度>		<禁止>		
線なし 通常	— 弱い	== 非常に弱い	・			
①強 ←→ ②弱		③低 ←→ ④高				



線は多い方が弱い、点は多い方が高いと覚えましょう

(※) 新表示では、洗濯機・手洗いどちらも「たらい」に統一されます。たらいの中に人の手が描かれていれば、手洗いするという意味になります。

新しい洗濯表示を理解して、衣類の購入時や洗濯の際に上手に使いましょう。

●衣類を購入するときは・・・

洗濯表示を確認し、家庭で洗濯できるか、クリーニング店が利用できるかなどの参考にしましょう。

●衣類を洗うときは・・・

洗濯表示で示されている強さか、それよりも弱い範囲で洗濯しましょう。

現在の洗濯表示は、「家庭における洗濯などの取扱いはこの方法がよい」と推奨する情報ですが、新しい洗濯表示は、「これ以上強い処理・操作をすると衣類に損傷が起こりうる」という情報ですので注意が必要です。

詳しくお知りになりたい方は、消費者庁 HP「新しい洗濯表示」をご覧ください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html

★当センターにて政府インターネットテレビ「記号をよく見て選択上手に！新しい洗濯表示の記号」のDVDを貸し出していますので、ぜひご利用ください！★

(出典：消費者庁ホームページ)

消費者庁発表！健康食品の“虚偽誇大”表示例

近年、国民の健康志向の高まりから、健康食品の広告・宣伝が非常に活発になっています。こうした中、消費者庁は今年6月、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（※）」を発表しました。健康食品の次のような表示や広告は、虚偽誇大表示等に当たるおそれがありますので、十分注意してください。

※詳しくは、消費者庁のホームページに掲載されている次のPDFファイルを参照してください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_8.pdf

① 医師等の診断や治療によらず病気を治せるかのような表示

例：「この商品を飲めば、医者に行かなくとも動脈硬化を改善！」

「薬に頼らずに、糖尿病や高血圧を改善したい方にオススメです」

② 摂取するだけで、短期間で簡単にやせられるかのような表示

例：「寝る前に飲むだけで、何もしなくても、勝手に痩せていきます」

「普段の食事を変えなくても、1か月で10kgも減りました」

③ 最上級等の表現を用いている表示

例：「最高のダイエットサプリメント！絶対やせられる〇〇〇サプリ！」

④ 体験談を不適切に使用した表示

例：体験者の存在をねつ造したり、体験者のコメントをねつ造する場合

例：一部の都合の良い体験談のみや体験者の都合の良いコメントのみを引用する場合

⑤ 試験結果やグラフを不適切に使用した表示

例：試験条件を明瞭に表示していない表示

例：複数の試験結果があるにもかかわらず、効果の大きい試験結果のみを使用する表示

⑥ 行政機関の認証等を不適切に使用した表示

⑦ 価格等の取引条件を誤認させる表示

例：「今月末までの限定キャンペーン！ 定期購入の初回分を無料で提供します！」と表示しているにもかかわらず、当該月末経過後においても、同様のキャンペーンを継続している場合

なお、上記④に関しては、「個人の感想です」、「効果を保証するものではありません」等の表示をしたとしても、虚偽誇大表示等に当たるか否かの判断に影響を与えるものではなく、体験談等を含む表示内容全体から、商品に健康保持増進効果等があると認識されるにもかかわらず、実際にはそのような効果がない場合には、虚偽誇大表示等に当たると明記されています。

(出典：消費者庁ホームページ)

はしごや脚立の転倒・転落事故に注意！

はしごや脚立は、庭木の剪定や窓掃除など高所で作業する際に活躍しますが、誤った使い方をすると転倒・転落事故につながる危険があります。NITE（ナイト）による製品事故情報では、平成23年度から平成27年度までの5年間で、はしごや脚立による事故が合計208件（はしご46件、脚立162件）発生しています。そのうち死亡2件、重傷94件と重篤な事故も発生しています。

はしごや脚立の事故では、約7割が使用上の不注意によって発生しています。製品の正しい取扱い方法を確認し、適切に使用することで事故を未然に防ぎましょう。

※ 詳しくは、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ掲載のPDF ファイルをご覧ください。

<http://www.nite.go.jp/data/000081712.pdf>

【事例：はしご】

工場内で柱と柱をつなぐ梁に立てかけて登っていたところ、はしご上端の掛かりが少なかったことに加え、はしごを寝かせすぎた状態であったため、はしごが使用者の体重でたわんで梁から外れ、そのはずみで転落し、死亡した。

【ひとこと助言】

はしごは「自立せず、立てかけて高所への昇り降りに使用するもの」であり、はしごに乗ったままの作業は禁止されています。また、はしごを使用するときは、一人で昇り降りせず、必ず下で補助者が支えるようにしましょう。

【事例：脚立】

砂利の上に置いて、脚立ががたついている状態で、天板をまたいで作業していたところ脚立が傾き、体のバランスを保つことができず転落し、右肩を骨折した。

【ひとこと助言】

脚立は昇降面の前後方向には安定していますが、左右方向には転倒しやすいという特徴があります。また、天板に乗ることができるものと天板に乗ることが禁止されているものがあるので、取扱説明書を確認し適切に使用しましょう。

(出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構)

●「無料イラスト」をダウンロードしたつもりが料金の請求。著作物の使用には気をつけて。●

ホームページやパンフレットにイラストを掲載するのに、インターネットで「無料イラスト」と検索してダウンロードしたものを使用したことはありませんか。利用条件のあるものを無断で使用すると、著作権を管理する会社等からイラストの使用料や著作権侵害による損害賠償金等の請求を受けることがあります。

使用する時は著作権者が定める「利用規約」を必ず読み、画像の使用許可が必要か、使用料が発生するものか等を確認しましょう。

著作権については・・・文化庁 HP: www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken をご覧ください。

☆☆消費生活センター講座（平成 28 年度下半期）☆☆

月	日	テーマ	講師
11月	24日	くらしの情報セミナー ※参加者募集中！ 「震災から5年、ふくしまの今を語る人～酪農、乳業での安全、安心を求めて」 会場：滋賀県消費生活センター3階研修室	酪農家 但野 忠義 氏 （元福島県畜産振興協会長 元福島県酪農農業協同組合組合長）
1月～3月		消費者講座 （地域の見守りを考える） 会場(予定)：守山市、日野町	決まり次第お知らせします。

◆◆高齢者消費者被害防止パネル展◆◆

期 間	場 所
11月7日～11月11日	平和堂あどがわ店(高島市安曇川町西万木55番地)
11月17日～11月25日	アル・プラザ長浜(長浜市小堀450)
12月6日～12月13日	滋賀県湖東合同庁舎1階玄関ロビー(彦根市元町4-1)

◆◇困ったな、変だなと思ったら・・・

まずは消費生活相談窓口へご相談ください！！◆◆

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで(祝日・年末年始は除く)

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります

県センター
開所45周年



「くらしのかわら版」第45号（平成28年10月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)

次号は、平成29年1月下旬に発行予定です。

第46号の内容



- ▼平成28年度上半期消費生活相談受付状況
- ▼4月から都市ガスも小売全面自由化！
- ▼石油ストーブなどの一酸化炭素中毒の事故に注意！
- ▼今後開催予定の講座の御案内

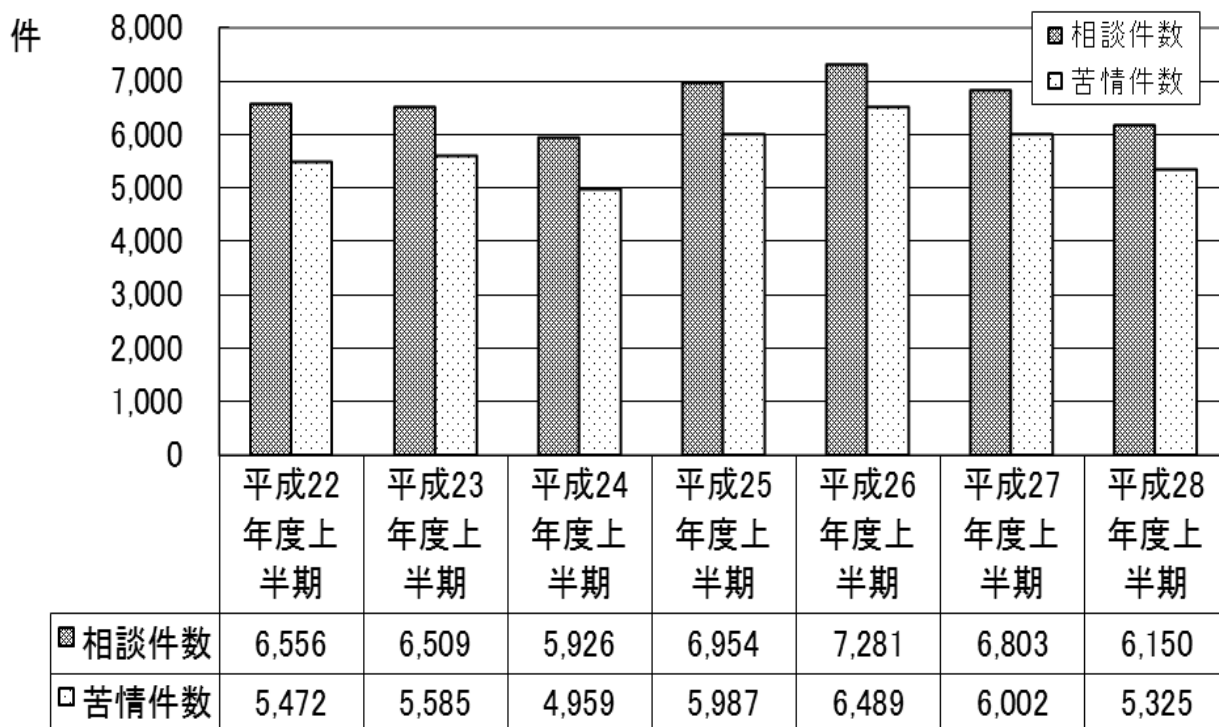
平成28年度上半期消費生活相談受付状況

平成28年度上半期（平成28年4月1日から平成28年度9月30日まで）に滋賀県内消費生活相談窓口で受け付けた相談について取りまとめました。詳細は当センターHP：<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/gaiyo/files/20170116.pdf>をご覧ください。

1 苦情件数が4年連続5,000件以上と高水準で推移

相談の総受付件数は6,150件で前年同期（6,803件）に比べ、653件減少しました。このうち苦情相談の件数は5,325件で前年同期（6,002件）に比べ677件減少したものの、4年連続で5,000件以上となり、依然高い水準で推移しています。

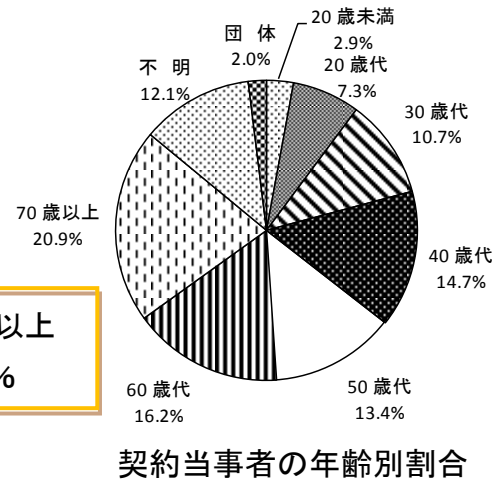
相談受付総件数と苦情件数の推移



2 65歳以上の高齢者からの相談が3割を占める

高齢者（65歳以上）からの相談件数は1,822件で、相談受付総件数の約3割（29.6%）を占めています。

契約当事者の年齢別割合を見ると、「70歳以上」が1,285件（20.9%）で最も多く、これに「60歳代」994件（16.2%）、「40歳代」904件（14.7%）が続いています。



3 「健康食品」の相談1.3倍に増加

「健康食品」の相談は186件で、前年同期の143件と比べ43件増加し、1.3倍となりました。また、「自動車」の相談は154件（前年同期126件）で28件増加し、携帯電話サービスなどの「移動通信サービス」の相談も128件（前年同期108件）で20件増加しました。

アダルト情報サイトやオンラインゲームなどのインターネット上で得られる情報・サービスである「デジタルコンテンツ」の相談が、前年度に続き圧倒的に多数を占めましたが、相談件数は1,013件で前年同期の1,234件と比べ221件減少しました。

相談件数の上位10品目

平成28年度上半期			平成27年度上半期		
順位	商品・役務名	件数	順位	商品・役務名	件数
1	デジタルコンテンツ	1013	1	デジタルコンテンツ	1234
2	商品一般	285	2	商品一般	399
3	インターネット通信サービス	272	3	インターネット通信サービス	303
4	フリーローン・サラ金	236	4	フリーローン・サラ金	240
5	工事・建築	196	5	賃貸住宅	193
6	賃貸住宅	188	5	工事・建築	193
7	健康食品	186	7	健康食品	143
8	自動車	154	8	自動車	126
9	移動通信サービス	128	9	移動通信サービス	108
10	修理サービス	98	10	修理サービス	99

《事例・・・定期コースと知らずに購入した健康食品》

インターネット広告で、「お試し1か月500円のサプリメント」と表示されたので申し込んだ。商品到着後、「4か月必須コース」だと気づいた。業者に電話したら、「1か月分の定期コースの代金3,960円で解約に応じる」と言われた。返品したい。（40歳代 女性からの相談）

- ・契約内容や解約条件について広告に表示があるかどうか、表示がある場合はその内容を十分確認してから申込みましょう。インターネット通販の場合は、注文画面を印刷したり、注文確認メールを保存しておきましょう。
- ・広告に「お試し（価格）」「初回〇円」「送料のみ」などの表示があるときは、①定期購入が条件になっていないか、②定期購入期間内に解約が可能か、③解約の申し出先や方法（電話・メール等）などについて、商品を購入する前に十分確認しましょう。

4月から都市ガスも小売全面自由化！

平成29年4月から、電力に続いて都市ガスの小売も全面自由化されます。これにより家庭においても都市ガスの利用者が供給元を選べるようになります。ガス小売事業者は登録制となっており、電力会社を中心に全国で9社が登録されています（平成28年12月28日現在）。県内事業者の登録は今のところありません。事業者を切り替える際は、契約内容を十分確認して申込みましょう。

事業者を切り替えたい時は・・・

原則として、新たに契約しようとしている事業者に連絡してください。ただし、オール電化やLPガスを使っている人は、切替え前の事業者にも連絡する必要があります。また、申込みの受付時期は事業者によって異なるため、直接事業者にお問い合わせください。

事業者を選ぶ際のポイント

まず、事業者がガス事業法に基づき登録されている事業者かどうかを確認してください。資源エネルギー庁HPに登録事業者一覧が掲載されています。また、事業者から料金を含む供給条件について書面で説明されますので、その内容を確認してください。料金のみではなく、保安に対する取組や、契約期間、契約解除などの条件をよく確認し、納得したうえで契約するようにしましょう。

●ガス事業制度についての問い合わせ先

ガス事業者の所在地に応じ、経済産業省及び各経済産業局が相談を受け付けています。

（出典：経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会、資源エネルギー庁HP）

石油ストーブなどによる一酸化炭素中毒の事故に注意！

【事例】気密性の高い閉め切った寝室で、石油ストーブをつけて就寝中、一酸化炭素中毒により死亡した。（80歳代 男性）

【ひとこと助言】

石油ストーブなどを使用する際には、必ず一定時間ごとに換気を行いましょ。就寝時には必ずストーブを消しましょ。空気取入口等にほこりがたまっていないか確認し、こまめに清掃するようにしましょ。

（出典：独立行政法人 製品評価技術基盤機構HP）

ちよつとまって!!

ギフトカードの購入を指示してくるのは詐欺です

サイト登録完了しました。登録料は99,800円です。支払はコンビニで。〇〇ギフトカードを買って、カード番号を教えてください。

あなたは宝くじに当たりました。お金を渡すので、手数料を支払ってください。支払いはコンビニで。〇〇ギフトカードを買って、カード番号を写真で送ってください。

こんなあやしい話があったら…

全国共通ダイヤル
消費者ホットライン **188** まで

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります

滋賀県・滋賀県警察

★今後開催予定の講座の御案内★

◆消費者講座◆

日時	テーマ	講師	会場
2月2日(木) 14:00～16:00	高齢者の消費者トラブルを防ぐため 地域でできること	京都産業大学 法科大学院教授	守山市生涯学 習・教育支援セン ター
2月16日(木) 14:00～16:00	～高齢者の「見守り」について～	高嶋 英弘 氏	滋賀県消費生活 センター

◆◇「困ったな」「変だな」と思ったら、
まず消費生活相談窓口へご相談ください◆◇

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く



くらしのかわら版第46号（平成29年1月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成29年5月上旬に発行予定です。